厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

令和７年度
政府が講じた死因究明等に関する施策

（令和８年版死因究明等推進白書の概要）

厚生労働省 医政局 医事課
死因究明等企画調査室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

令和８年版「死因究明等推進白書」の全体像

死因究明等推進白書は、死因究明等推進基本法に基づき、国会に報告を行う法定白書。初版は令和４年。今回で５回目の作成となるもの（閣議決定及び国会報告）。

≪参考≫　死因究明等推進基本法（令和元年法律第33号）
（年次報告）
第９条　政府は、毎年、国会に、政府が講じた死因究明等に関する施策について報告しなければならない。

白書の構成

第１章　死因究明等に係る人材の育成等

第２章　死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備

第３章　死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備

第４章　警察等における死因究明等の実施体制の充実

第５章　死体の検案及び解剖等の実施体制の充実

第６章　死因究明のための死体の科学調査の活用

第７章　身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備

第８章　死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進

第９章　情報の適切な管理

第１章　死因究明等に係る人材の育成等①

- 検案する医師の検案能力の向上を目的とした「死体検案研修会」、死亡時画像診断を行う医師等の読影能力等の向上を目的とした「死亡時画像診断研修会」をオンデマンド方式により実施。参加しやすくすることで、その修了者数は増加。

【死体検案研修会】

○　検案業務に従事する機会の多い一般臨床医等を対象に、検案能力の向上を目的として講習会を開催し、検案体制の強化を図る。



座学
・死体検案に関係する法令
・死体検案書の書き方
・検案の実施方法　　など

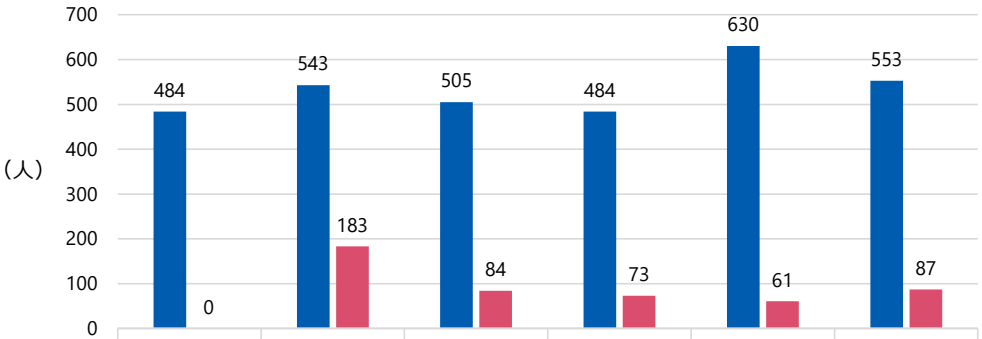


実習
監察医務機関や各大学法医学教室等において現場実習

○令和２年度以降
　新型コロナウイルス感染症対策のため、オンデマンド方式の講義を導入

○令和２年度～令和４年度
　毎年度、受講者の募集人員を増加

死体検案研修会の修了者数の推移

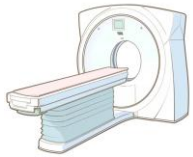


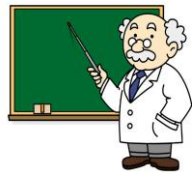
	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
基礎研修	484	543	505	484	630	553
上級研修	0	183	84	73	61	87

令和７年度修了者は640人

【死亡時画像診断研修会】

○　ＣＴ等を使用した死亡時画像の撮影、読影には特殊な技術や知識が必要となることから、放射線科医等の医師の読影技術や診療放射線技師の撮影技術等の向上を目的として研修を実施し、異状死等の死因究明の推進を図る。

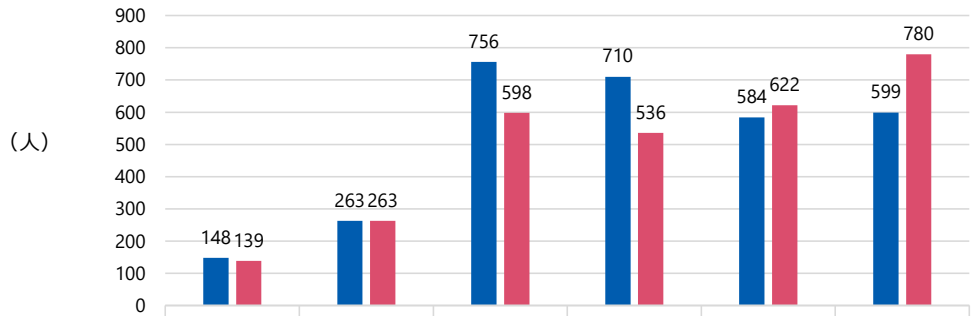




○令和２年度以降
　新型コロナウイルス感染症対策のため、オンデマンド方式の講義を導入

○令和３年度～令和４年度
　毎年度、受講者の募集人員を増加

死亡時画像診断研修会の修了者数の推移



	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
医師	148	263	756	710	584	599
診療放射線技師	139	263	598	536	622	780

令和７年度修了者は1,379人

第１章　死因究明等に係る人材の育成等②

- 警察及び海上保安庁において、死体取扱業務に関する多様な研修機会を設け、人材育成を推進。
- 都道府県医師会や都道府県歯科医師会と都道府県警察等による合同研修会等を開催し、連携を強化。



死体取扱業務に従事する警察官に対する研修

- 警察大学校等において、検視官や検視官補助者を対象とした研修を実施
- 都道府県警察学校等において、一般の警察官等を対象とした研修を実施
- 全国会議を開催し、事例発表や意見交換を行うなどして、好事例、効果的な取組等に関する情報の共有



鑑識等に従事する海上保安官に対する研修の様子

- 14大学の法医学教室に海上保安官を研修生等として派遣して研修を実施
- 海上保安学校等において、鑑識・死体取扱業務に係る研修・検定を実施
- 管区海上保安本部等に法医学者等を招き、講義を実施



警察と地域の歯科医師会の合同訓練

- 42都道府県警察において、都道府県医師会との合同研修会等を開催
- 43都府県警察において、都道府県歯科医師会との合同研修会等を開催
- ７つの管区海上保安本部において、都道府県医師会との合同研修会等を開催
- ８つの管区海上保安本部において、都道府県歯科医師会との合同研修会等を開催

第２章　死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備

- 文部科学省において、法医学等の分野における人材を養成するためのキャリアパスの構築までを見据えた体系的な教育を実施する大学に必要な経費を支援。

１．基礎研究医養成活性化プログラム（平成29年度開始事業）（※１）における各大学の取組

（※１）事業期間：平成29年度～令和３年度

大学 ※(　)内は連携大学	事業名称	養成人材 ※(　)内は事業期間における累計の受入人数	キャリアパスに関する主な計画
筑波大学 （自治医科大学,獨協医科大学）	病理専門医資格を担保した基礎研究医育成	病理学・法医学 (14人)	・基礎医学系ポスト、病院講師ポスト等を確保
千葉大学 （群馬大学,山梨大学）	病理・法医学教育イノベーションハブの構築	病理学・法医学 (16人)	・大学院、附属病院、法医学教育センターにおける特任助教ポスト等を確保
東京大学 （福島県立医科大学,順天堂大学）	福島関東病理法医連携プログラム「つなぐ」	病理学 (14人)	・病理学講座、附属病院における助教ポスト等を確保
名古屋大学 （名古屋市立大学,岐阜大学,三重大学,浜松医科大学,愛知医科大学）	人体を統合的に理解できる基礎研究医の養成	病理学・法医学 (121人)	・基礎医学領域、統合医薬学領域の特任助教ポスト等を確保
横浜市立大学 （琉球大学,北里大学,龍谷大学）	実践力と研究力を備えた法医学者育成事業	法医学 (3人)	・法医学関連領域のポスト等を確保

２．基礎研究医養成活性化プログラム（令和３年度開始事業）等（※２）における各大学の取組

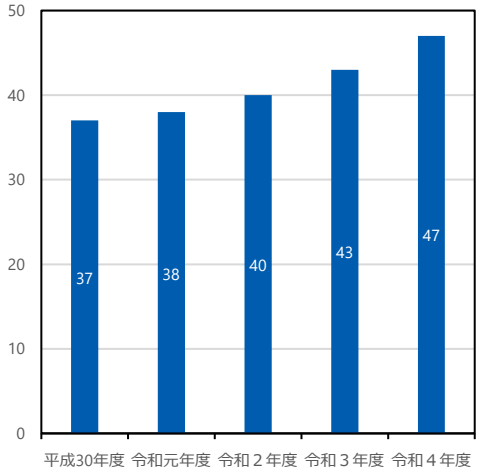
（※２）事業期間：令和３年度～令和７年度

大学 ※(　)内は連携大学	事業名称	養成人材 ※(　)内は事業期間における累計の受入人数	キャリアパスに関する主な計画
金沢大学 （秋田大学,金沢医科大学）	医歯工法連携による次代の法医学者および地域関連人材の養成	大学院生、医師、歯科医師、看護師、警察職員、児童相談所職員、法学研究者 （54人）	・特任助教ポストを２席確保するとともに、海外研究員ポストの確保に努める ・児童相談所等の地域法医ポストを２席確保
滋賀医科大学 （京都府立医科大学,大阪医科薬科大学）	地域で活躍するForensic Generalist,Specialistの育成	大学院生、医師、歯科医師 （263人）	・連携校間での助教ポストを有効活用 ・拠点校において特任教員を複数確保

第３章　死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備

- 各地域における死因究明等の取組を推進するため、各地方公共団体における、死因究明等推進地方協議会（以下「地方協議会」という。）の開催、必要な施策形成を促進（令和５年２月までに、全ての都道府県において地方協議会を設置）。
- 各地域における公衆衛生の向上を目的とした検査や解剖の体制の構築に向け、死因究明拠点整備モデル事業を実施。

協議会設置都道府県数の推移



第２期大阪府死因究明等推進計画の概要



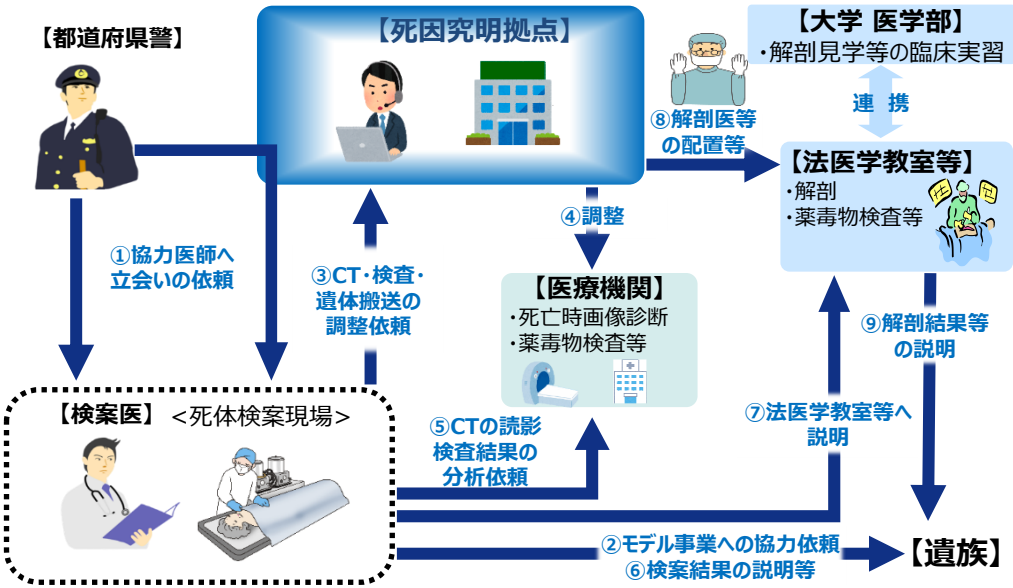
出典：大阪府資料による

地方協議会における主な取組等（令和７年度　大阪府／長崎県）

＜大阪府＞
・令和８年３月に改定した「第２期大阪府死因究明等推進計画」においては、現行の監察医制度を活用しながら、正確かつ適切な死因を特定する死因究明等の実施体制を府域全体で整備していくこと、死因究明等の実施体制整備にあたっては、大阪市内と大阪市外で異なる検案体制の均てん化に継続して対応することを基本方針としている。

＜長崎県＞
・令和８年３月に「長崎県死因究明等推進計画」を策定。県計画では、長崎県の現状と課題を洗い出し、施策の方向性及び目標として具体的取組（検討）内容の把握及び具体的な数値を示した成果と指標を定めている。

【死因究明拠点整備モデル事業（検案・解剖拠点モデル事業）】



※あくまでイメージ。実際の運用は地域の状況に応じて構築。※本事業における解剖は承諾解剖を対象。

モデル事業における主な成果等（令和７年度　滋賀医科大学）

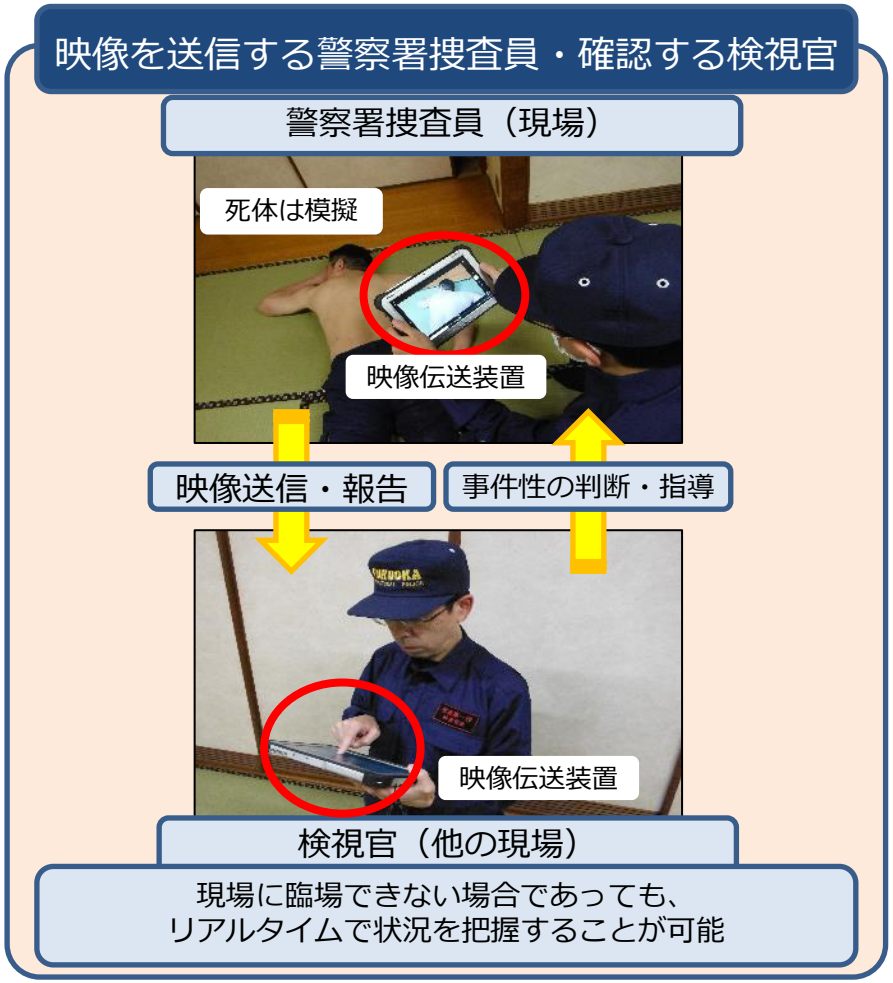
・地域の検案医における検案時の死亡時画像診断（CT撮影）の有用性の認識不足、死因究明等に関わる人材の確保等が課題であった。

・本事業で、CTを用いた死体検案を実施し、その有用性を確認した。また、救急救命士の資格保有者が死因究明に関する業務に参画できる機会を設けるなどにより、死因究明に関わる人材の確保につながる新たな分野を見出すことができた。

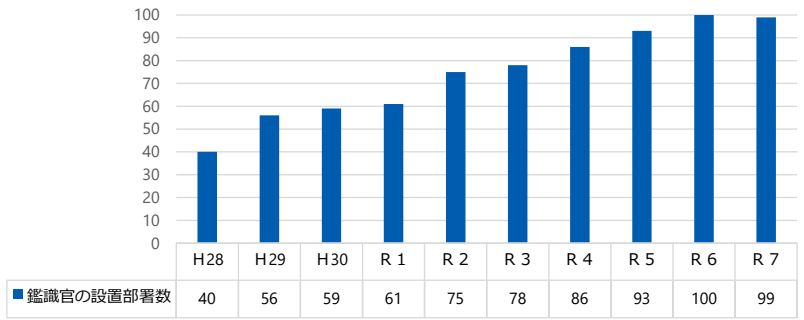
令和７年度：４か所、令和６年度：３か所、令和５年度：２か所
令和７年度実施主体：京都府、東京医科大学、金沢大学、滋賀医科大学

第４章　警察等における死因究明等の実施体制の充実

- 警察において、一層効果的かつ効率的な検視官の運用について検討するとともに、現場の映像等をリアルタイムで検視官に送信する映像伝送装置の整備・活用を推進。
- 海上保安庁において、鑑識官の整備を推進するとともに死体取扱業務に必要な資機材等を整備。



鑑識官の設置部署数の推移（全148部署中）





検視室

・海上保安部署99部署に鑑識官を配置
・１部署に検視室を、３部署に遺体保存用冷蔵庫を整備

第５章　死体の検案及び解剖等の実施体制の充実

- 異状死死因究明支援事業により、解剖、死亡時画像診断等の実施に要する費用を支援。
- 解剖・死亡時画像診断等に係る施設・設備整備事業により、施設・設備の整備に要する費用を支援。

【異状死死因究明支援事業】

＜目的＞

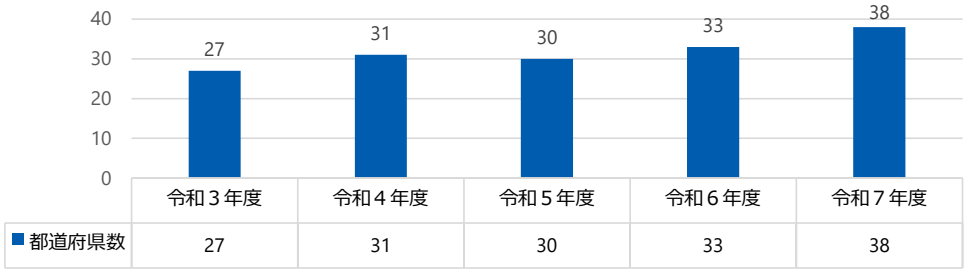
○ 異状死に係る死因究明のための取組を行っている都道府県等に、解剖又は死亡時画像診断等の検査や、地方協議会開催等に係る経費について財政的支援。

＜事業内容＞

① 都道府県等の判断による解剖
② CTやMRIを活用した死亡時画像診断
③ 感染症の検査、薬毒物検査
④ 関係機関・団体等が参加する地方協議会の開催
⑤ 死因究明等推進地方協議会の下で開催される研修の実施
⑥ 遺体搬送の実施
⑦ 感染防護等消耗品の整備
⑧ 大規模災害時等における死体検案に係る資器材等の整備

＜補助率＞ １／２

本事業の活用実績



※令和７年度は交付決定した都道府県数

【解剖・死亡時画像診断等に係る施設・設備整備事業】

＜目的＞

○ 死因究明のための死体解剖の実施に必要な設備及び死亡時画像診断システムの導入に係る経費について財政的支援。

＜支援の対象＞

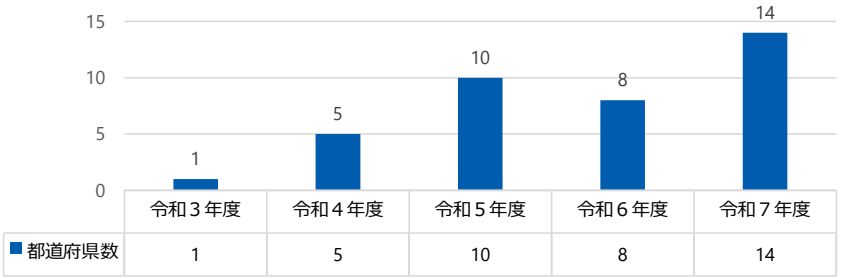
① 解剖又は死亡時画像診断のための施設整備
（解剖室、薬物検査室、CT室、MRI室）

② 解剖又は死亡時画像診断のための設備整備
（解剖台、薬物検査機器、CT、MRI等）



＜補助率＞ １／２

本事業の活用実績

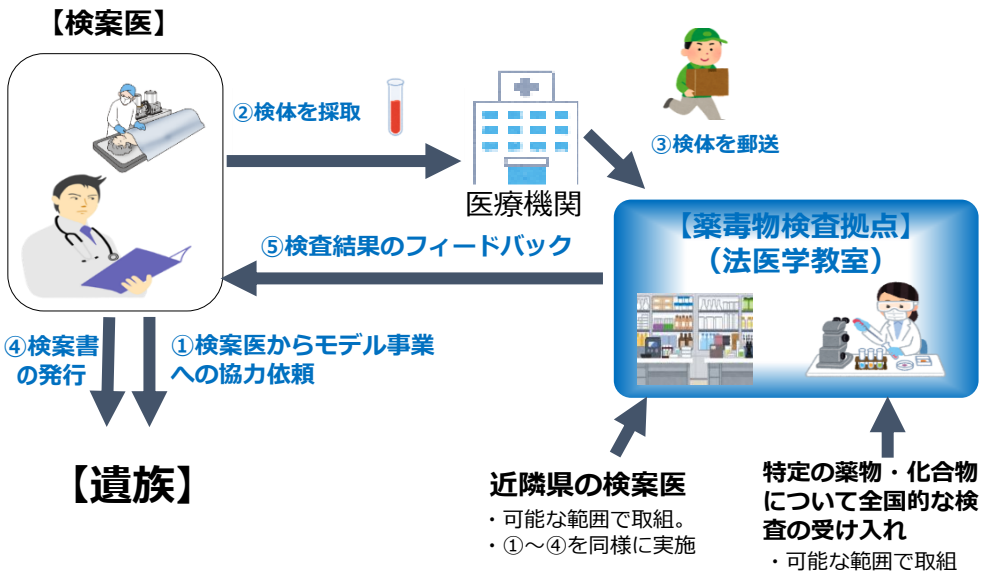


※令和７年度は交付決定した都道府県数

第６章　死因究明のための死体の科学調査の活用

- 各地域における公衆衛生の向上を目的とした薬毒物検査の体制の構築に向け、死因究明拠点整備モデル事業を実施。
- 警察及び海上保安庁において必要な検査を確実に実施。

【死因究明拠点整備モデル事業（薬毒物検査拠点モデル事業）】



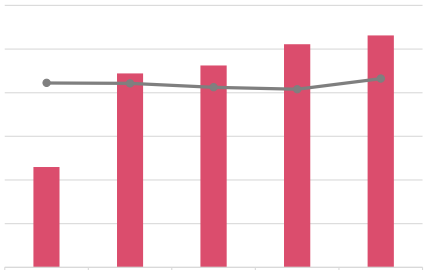
※あくまでイメージ。実際の運用は地域の状況に応じて構築。

モデル事業における主な成果等（令和７年度　大阪大学）

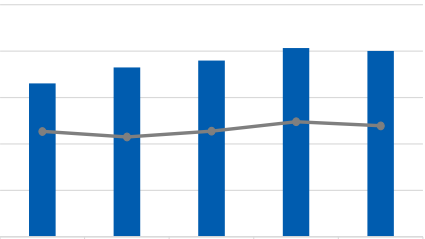
・法医学教室に薬毒物分析グループを設置し、検査実施者５～６名の体制で実施している。
・警察医会、中毒学会西日本地方会でのアナウンス等の広報を行い、警察協力医及び救急医から受け入れる体制を整えた。
・検案は、警察協力医のみならず救急医も行っていることから、救急医療機関からも検体の受け入れを行うこと、検体搬送に宅配便を活用すること等、今後の検査拠点としての稼働を想定した事業を実施した。

令和７年度：大阪大学、令和６年度：旭川医科大学、令和５年度：新潟大学

警察における薬毒物検査・死亡時画像診断の実施体数等の推移

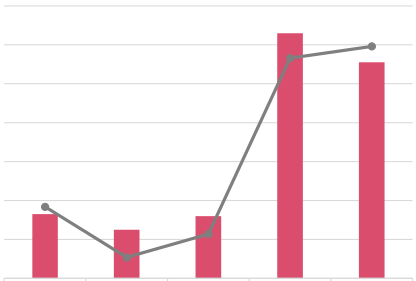


	R３	R４	R５	R６	R７
薬毒検査	162,959	184,429	186,243	191,110	193,126
実施率	94.1%	94.0%	93.7%	93.6%	94.4%

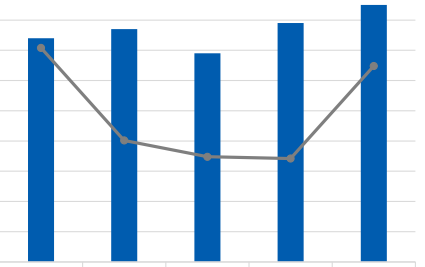


	R３	R４	R５	R６	R７
画像診断	16,534	18,249	18,983	20,339	20,020
実施率	9.5%	9.3%	9.6%	10.0%	9.8%

海上保安庁における薬毒物検査・死亡時画像診断の実施体数等の推移



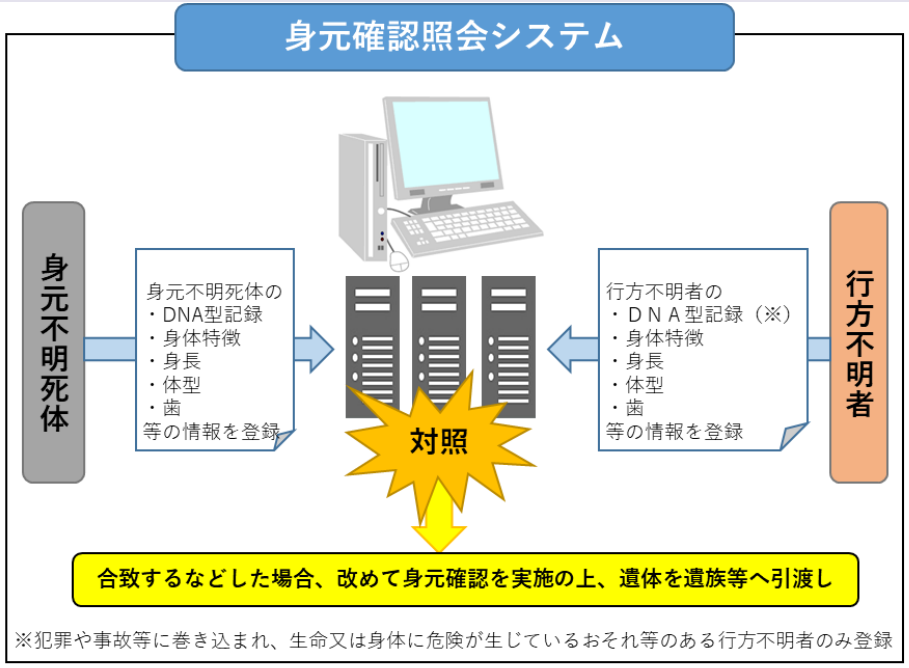
	R３	R４	R５	R６	R７
薬毒検査	53	45	52	146	131
実施率	19.2%	12.7%	15.7%	38.3%	39.8%



	R３	R４	R５	R６	R７
画像診断	74	77	69	79	85
実施率	26.8%	21.7%	20.8%	20.7%	25.8%

第７章　身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備
第８章　死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進
第９章　情報の適切な管理

- 警察において、「身元確認照会システム」を適正かつ効果的に運用。



警察における身元不明死体の身元確認件数の推移

	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
身元確認件数	191	155	145	132	118

警察における身元不明死体票作成数の推移

	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
身元不明死体票作成数	518	510	543	518	548

- こども家庭庁において、予防可能なこどもの死亡を減らすことを目的として、予防のためのこどもの死亡検証（CDR）の体制整備を推進。
※CDR：Child Death Review

【予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業】

＜目的＞

○ CDRは、こどもが死亡したときに、関係機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、こどもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死亡原因の検証等を行うことにより、効果的な予防策を導き出し予防可能なこどもの死亡を減らすことを目的とするもの。

○ 一部の都道府県において、実施体制の整備を試行的に実施し、その結果を国へフィードバックすることで、体制整備に向けた検討材料とする。

＜内容＞

（１）こどもの死亡に関する調査依頼や、これに対する報告などの連携を行うため、**関係機関等による推進会議を開催し、データの収集等を円滑に行う環境を整える**。

（２）こどもの死亡に関する情報を**関係機関から収集**し、標準化したフォーマットに記録。

（３）**死因を多角的に検証するため、関係機関等を集めて検証委員会を開催**し、検証結果を標準化したフォーマットに記録する。さらに、都道府県に対し、**検証結果をもとに今後の対応策などをまとめた提言**を行う。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
実施自治体数	9	8	10	10	10

令和７年度：北海道、福島県、群馬県、東京都、山梨県、三重県、滋賀県、京都府、鳥取県、香川県

※上記モデル事業に加え、令和４年度からは、新たに広報啓発事業として、こどもの命を守るための予防策の一覧や動画の掲載等を行っている。

※情報の適切な管理については、各省において、各種会議でその重要性を周知。また、個人情報保護法令に基づく適切な管理に努めた。